

令和4年度第1回犬山市景観審議会議事録

1. 開催日時 令和4年8月23日（火曜日）午後2時00分～午後4時00分

2. 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室

3. 出席者

《審議会委員》	(名簿順)		《職名》
《区分》	《氏名》		
市議会議員	鈴木 伸太郎		市議会議員
市議会議員	畑 竜介		市議会議員
市議会議員	玉置 幸哉		市議会議員
市民	梅田 佳和		犬山市建築設計事務所協会会長
市民	日比野 清正		犬山市観光協会理事
市民	渡邊 昭美		犬山北のまちづくり推進協議会会長
市民	森岡 万朱衣		楽田コミュニティー推進協議会会長
識見を有する者	瀬口 哲夫		名古屋市立大学名誉教授
識見を有する者	遠山 敏子		カラーコーディネーター
識見を有する者	杉野 丞		愛知工業大学教授
識見を有する者	鶴田 佳子		岐阜工業高等専門学校教授

※犬山市景観条例施行規則第26条第2項により、審議会委員12名中、11名（内1名はオンライン）が出席し過半数以上であるため、会議が成立。

《事務局》

都市整備部	部長	森川 圭二
	次長	飯吉 勝巳
都市整備部都市計画課	課長	高木 誠太
	課長補佐	一柳 佳誉
	統括主査	丸地 知彦
	主査補	大野 紗由里
	主事	荒金 賛太

4. 傍聴人
0名

5. 議題等

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事等
 - (1) 協議事項

- ①犬山市景観計画の改訂について
 - ・景観計画改訂の方針について
 - ・現状の課題について
 - ・景観づくりのルールについて

(2) 報告事項

- ①景観事業の各種実績について
 - ・城下町の屋外広告物に対する活動報告
 - ・木曾川景観協議会令和4年度事業計画

(3) その他

4 閉会

6. 議事録

会長 (瀬口委員)	それでは議事を始めます。 協議事項「犬山市景観計画の改訂について」事務局からの説明を求めます。
事務局	(1) 協議事項 ① 「犬山市景観計画の改訂について」説明(資料1)
会長 (瀬口委員)	只今事務局より説明のありましたことについて、皆様からご意見を伺いたいと思います。
鈴木委員	入鹿池の付近にドーム型のテントができたが、自然との調和からは異質な感じを受ける。景観上支障ないか。 明治村から入鹿池の斜面の樹木が伐採されている。樹木を伐採するとおそらく10年20年樹木が生えてこず、土砂が流出することと保水力が低下するかと。環境問題と、災害対策、今後の将来的な景観はどうなのか。 今井パイロットで50haぐらいのメガソーラーが計画されており、秋に着工されることだが、景観上どうなのか。 田園集落ゾーンで都市計画道路富岡荒井線が12月に完成予定である。将来的には小牧の155号線という国道に繋がると思う。今もうすでに田園が広がる場所に開発の話がちらほら出てきているようで、無秩序な開発をされると景観上のところが気になる。
事務局	まず、入鹿池周辺にあるドームのようなものについてですが、入鹿池周辺は東部丘陵・里山地域という地域となっています。ご指摘のドームテントについては届出の対象にはならないという地域になりますが、東部丘陵ゾーンの景観づくりのルールからしても景観上支障があるというところまではいかない。 2つ目、3つ目の明治村の斜面の伐採と今井パイロットのメガソーラーの関係ですけれども景観形成届出基準の中に木竹の伐採の基準を設けています。届出基準としましては伐採面積が3,000㎡以上のものになります。景観への影響が大きいだろうというところでの数値的な定めになりますけれども、届出対象からは外れています。今井パイロットについては、伐採はなくももとの地形を生かした太陽光パネルの設置であったというふうに思っており

	<p>ます。</p> <p>4つ目の富岡荒井線についてですが、周辺の無秩序な開発というところですが、富岡荒井線が通るあたりで市街化区域の未利用地を利用した開発計画については実際相談があったりもしています。市街化区域については、開発の技術基準に合えば、開発を進めていくということで考えております。開発行為についても景観届出対象がありまして1,500㎡以上の開発区域がある場合は、景観の届出をすることになっております。開発行為のルールについては、現況の地形を可能な限り生かしたものにし、やむを得ず設ける場合も工夫をするようになっております。富岡荒井線のところで大きな法面があるような開発は今の所見られておらず、届出があった場合でもルールに適合していると感じております。今後そういった開発があればそこについては、指導していくということになるかなという風に考えています。</p>
鈴木議員	<p>今の条件では法的には問題ないという説明だったが、素人から見ると違和感がある。城下町では違和感の内容に整然とした景観にしようとしていると思う。郊外でも、森林の中にドームがあったり、メガソーラーができたり、田園の景観があるようなところに大きな建物が来るとするのは景観もよろしくないと思う。生活者の暮らしやすい環境とかを協議していくかにはならないのか。</p>
事務局	<p>ドームテントについては、建築物にあたらぬということ聞いております。その要件の一つで必要ない時はテントを払うというような話も聞いており、そのように考えています。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>グランピングは新しく導入されたもので、景観上どう扱うかというのはせっかく改正をするのでこの改正の中で考えた方がよい。今のルールでは問題がないというのは分かるが、今後仮設的なものが出てくることもあるので、そういうものに対して新しいルールを作ることを検討していただく。</p> <p>メガソーラーについては今、全国的に問題になっている。太陽光パネルを作るとしたら景観上どうすべきか、どうしたらいいかという考えを持っていないといけない。</p>
事務局	<p>太陽光パネルについては、今後検討が必要と考えていまして、市の考えを掲載することを考えています。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>富岡荒井線の開発行為については、ある程度大きい開発行為であればルールがありますが、個別に建っていく時にどうするか。これは届出が必要ないので、最低限のルールを作って、町内会の方に周知するとか。どうしていくか検討課題である。</p>
事務局	<p>富岡荒井線の沿線は市街化区域と市街化調整区域があります。市街化調整区域については、基本的に建築物の立地が規制されておりますので、あまり乱立することはないと思っております。許可を取る際には住民説明なども必要になってくるのである程度住民の方を意識した計画になると思います。市街化区域については、未利用地が開発されていくということは市としてありがたいこと</p>

	<p>と考えています。大きな団地ができる時などは景観計画の届出が必要になってくるので、その中で指導していくのかなと思っています。</p>
<p>会長 (瀬口委員)</p>	<p>個別に建つ場合についても検討したらどうか。強制はできないので、努力をお願いすることがどこまでいけるか検討課題にしていきたい。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>城下町の人たちが問題だと思っているのは、下本町の防災街区だが、その部分に全く触れられていない。城下町の南端と書いてあるが、犬山口駅は南の玄関口であり、観光戦略でもメインルートとなっている。南の玄関口から城下町へのつながりが、下本町で切れてしまっているが、ここを景観上どうするのか整理する必要がある。具体的に問題提起することが必要である。</p> <p>寺内町や枝町のあたりの景観をどうするかというところは、犬山城下町の景観保全の点でも非常に重要であり、整理をしてもらいたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>下本町は城下町の町家の景観もないが、防災街区という歴史的にも昭和の景観となっています。寺内町についてもそうですが、今、城下町ゾーンは同じ一つのルールになっています。今回の改訂の中では、ある程度地域の特性を生かしたルールづくりにしていけたらと思っており、今後検討していきます。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>下本町は地域住民のアンケート結果が書いていないが、地域の人たちの思いも含めて特別にするということを検討していただきたい。他市町で町全体をホテルにするという計画があります。犬山にも外町のあたりには昔の宿がたくさんあり、古い建物も残っている。そういうところの活用ということになれば下本町の街区の整備は不可欠。一定の方向付けができたらいいのではないかな。</p>
<p>会長 (瀬口委員)</p>	<p>犬山市の景観整備は城下町全体で今までやってきていたが、少なくとも寺内町は性格が違う。つまり土塀の問題。寺内町のお寺は土塀が壊れていけば金沢市のように補助をするなど土塀をきちっとすれば一つの観光スポットになる。犬山は町民の町家と武家地の境がなくなっている。切り分けて細かくルールが作れるかわからないが、少なくとも寺内町は作れそう。検討していただいたらどうか。</p> <p>下本町の防災街区については、豊橋だと壊して新しいものを建てている。名古屋など愛知県内にも防災街区はたくさんある。住みながらということなので、当面今の状況の中で犬山口駅までの連続性をどうしていくか。新しい店も入っているので、犬山らしいルールを作って協力してもらおう。</p> <p>今回のご指摘について課題の所にすべて出てくると結果が出る。課題を修正していかないといけない。</p>
<p>鶴田委員</p>	<p>現行の城下町のルールは規制が厳しいため、ルールを細かくしてなじませていくということかなと思う。P.40の現行ルールに対する改善案の「現行の景観づくりルールの内容を活かしながら、目標達成となる指標を定め、一定基準以上の適合を目指す仕組みづくりが必要と考えられる。」とあるが、これはどういうことか。</p> <p>届出対象行為にするとハードルが高くなる。例えば、本巣市では届出対象行為ではなく景観形成配慮事項というのを作っている。届出対象行為ではない緩</p>

	やかな指導というのも方法としてあるのかなと思う。
事務局	<p>一つ目の目標達成となる指標を定めという記載についてですが、ヒアリングの中で出た内容です。現状は景観づくりのルールの中で全てにおいて〇×をつけて、全て〇じゃないと適合にはならないという審査をしています。そうではなくて、ルールにおいて点数をつけて、トータル80点以上だったら〇にしましょうという様な話、ヒアリングで出ました。今後検討していくが、必ず守ってねというルールと守るよう頑張ってくださいというルールを作って、強弱をつけるような事を考えています。ルールは同じですが、守るべきルールがエリアによって違うとういことができるかなと思っています。</p> <p>ルールの強弱をつけていく中で、届出対象行為と景観配慮行為みたいなものを設けていくのか、いろいろなやり方の可能性があると思いますので、探りながら検討していきたいと思っています。</p>
会長 (瀬口委員)	重伝建を目指さないというのであれば、文化庁の基準を脇に置いておいて景観のレベルでの規制でということになる。世界遺産の話でも城下町が入らない景観だけの話だったら緩やかにできるということで良いか。
事務局	重伝建を目指していくのかということは今のところない。世界遺産については話が進められているところではありますが、バッファゾーンがどこまでかということについては担当部署が今後詰めていくので経過を見守りながらやっていく。
会長 (瀬口委員)	<p>景観計画がかわってしまってから重伝建や世界遺産の話が出てくるといけないので気を付けて。</p> <p>景観助成金を出すルールと守ってもらうルールと基準は今でも2通りあるのではないのか。</p>
事務局	<p>基準は同じですが、1つでも×がつけば助成金の対象からは外れてしまいます。そのあたりの在り方を検討していく余地はあるかなと思っています。</p> <p>新築はほとんど出ておらず、最近だと9年前に助成しています。</p>
杉野委員	新築だと協力を得られないという結果でも出ていて、例えば豊田市足助だと重伝建になって、新築が建つ場合、設計事務所が設計をすると設計料の一部が補助の対象になる。新築がルールの適合が厳しい状況にあるということであればそういったことを考えるのも手の一つと思う。
事務局	町家様式のルールだとハウスメーカーの住宅では対応しづらいという意見はあります。そういったものも含めて補助金の出し方の工夫を考えていけたらと思います。
会長 (瀬口委員)	重伝建をするのであれば、現状のままで良いが、しないのであれば新築とルールを切り分けて考えた方がよい。
畑委員	届出の80%以上が新築とある。練屋町では新築が何軒か建ち、新町でも空き家が壊された。新築のルールを触らない限り城下町の景観は守れない。改訂の方向性に歴史的建築物の様式を生かしながら時代に即したとあるが、どういったイメージか。

事務局	町家の連続性が重要な通りとそれ以外のエリアがあるのではないかと思います。例えば本町通りは重要なルールとして考えていくけれども、そこから離れたところは努力するルールにするという様な事を考えています。
玉置委員	木曾川河畔ゾーンの所に観光戦略を踏まえてとあるが、概要などを説明するべきだった。 また、木曾川河畔を活かした景観づくりのルールについて見直しを検討するのであればたたき台を示すべきだと思う。
事務局	観光戦略については、資料に加えるべきだったと思います。 木曾川河畔ゾーンについては観光課が主導となったまちづくりについての議論が進み始めたところです。今後、観光課が主催するワークショップにも事務局職員も参加する予定です。
森岡委員	景観審議会は何回開催するのか。 下本町の問題については過去にも話をしたが、検討しますとのことだった。今回検討した内容については具体的に教えてもらえるのか。
事務局	景観審議会の開催は議題があるときにお集まりいただくという風に考えています。今年度は今回途中経過の報告をさせていただき、年が明けてからもう一度開催させていただきたいと考えています。 今回は方向性の確認ということで、次回は検討を重ねた結果をご報告させていただきます。
遠山委員	以前は城下町を皆様と歩いて教えてもらったり、植木の木の剪定に参加したりした。そういった地道な活動で城下町が保たれていると思う。
渡邊委員	各課のヒアリングに温度差がある。面的な歴史的な城下町の保存というスタイルがない。伝統的建造物群は景観条例ができる時に並行してずっと進められていたが、そういうことが一切ない。日本全体でみても犬山城と城下町の町割りが残っているところは少ないので、そこにある建物も大切にするというところを確認していくところが行政として必要。忍冬酒の前の古い町並みが壊されて新しい建物が建てられたり、まったく景観に配慮していない建物が分譲で売られており、せっかくの犬山の町並みがなくなるんじゃないかと心配している。都市計画と歴まちが一体となって進めていただきたい。
会長 (瀬口委員)	犬山の場合は登録有形文化財が一時増えた。登録しておけば取り壊しにブレーキがかかるが、していないものはなくなっていく。その辺のケアは大丈夫か。
事務局	景観条例を令和2年度に改正して、戦前の町家を保全する目的で歴史的建築物として現在、148棟を指定しています。歴史的建築物に指定されたものについては景観形成促進地区になくとも景観助成を受けることができます。また、取り壊しを考える場合は1年前までに届け出を出していただき、できるだけ早く取り壊しの計画を把握したうえで何とか保全できないかという取組を始めているところです。
会長 (瀬口委員)	そのうち登録有形文化財はいくつあるか。

事務局	登録有形文化財とは別で指定しています。
会長 (瀬口委員)	忍冬酒のところの物件は指定された148棟の中に入っているのか。
事務局	今お話のあった忍冬酒のところの物件については、対象となっていません。今回の物件のようにパラペットのようなもので改修されている物件については指定しておらず、外して元の形に戻していただける場合については、歴史的建築物にするという様な事を考えています。そういった周知を図りながらなるべく古い物は残して活用していただくという取り組みは併せて行っていきたいと思います。
会長 (瀬口委員)	パラペットのようなものがついているから歴史的建築物に指定しないというのはどうなのか。パラペットに関係なく建物は歴史的建物ではないか。
事務局	建物の価値自体は当然あると思っていますので、指定をするためには直していただくとうことを条件として周知していきます。改修費については、景観助成の対象となります。
会長 (瀬口委員)	古い建物をできるだけ残そうとするとどういう指定の仕方が一番残してもらえるかということを含めて検討していただきたい。 今日いただいたご意見を参考にして景観計画の改訂を進めていただきたいと思います。